

定 款

制 定 平成16年 3月30日

改 定 平成16年12月22日

平成17年 6月23日

平成18年 6月22日

平成21年 6月25日

平成27年 6月24日

平成28年 6月24日

平成30年 6月22日

令和04年 6月24日

令和05年 6月23日

フランスベッドホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、フランスベッドホールディングス株式会社と称する。英文では、FRANCE BED HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社（およびこれに相当する業務を営む外国会社）の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 家具、寝具等の製造、販売および輸出入
- (2) 家具、寝具類の賃貸、修理および寝具類の洗濯
- (3) 室内装飾品の製造、販売、賃貸、洗濯および輸出入
- (4) ベッドカバー、シーツ、布団カバー、カーテン等縫製品の製造、販売、賃貸および輸出入
- (5) 医療機器の製造、販売、賃貸、修理および輸出入
- (6) 医薬品、医薬部外品および医療用具類（家庭用吸引器、吸入器、酸素濃縮器等）の製造、販売、賃貸および輸出入
- (7) 医療衣の製造、販売、賃貸、洗濯および輸出入
- (8) 医療機関用寝具の製造、販売、賃貸、洗濯および輸出入
- (9) 家庭介護に係る商品の製造、販売、賃貸および輸出入
- (10) 8号および9号にかかる保守、修理、点検、加工および滅菌・消毒
- (11) 8号および9号にかかる研修およびコンサルティング
- (12) 福祉用具の製造、販売、賃貸および輸出入
- (13) 在宅介護に関する相談、介護サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供
- (14) 介護保険法による下記の居宅サービス事業
 - ①福祉用具貸与
 - ②福祉用具販売
 - ③住宅改修
 - ④居宅介護支援
 - ⑤通所介護
 - ⑥短期入所生活介護
 - ⑦訪問看護
 - ⑧訪問介護

(15) 介護保険法による下記の介護予防サービス事業

- ①介護予防福祉用具貸与
- ②特定介護予防福祉用具販売
- ③介護予防支援
- ④介護予防通所介護
- ⑤介護予防短期入所生活介護
- ⑥介護予防訪問介護
- ⑦介護予防訪問看護

(16) 在宅配食サービス

- (17) ビタミン等の栄養素を補給した栄養補助食品の製造、販売および輸出入
- (18) 障害者移送用車輌の販売および賃貸
- (19) 建築工事、内装仕上工事等の設計、監理、施工および請負
- (20) システムキッチン、什器、ユニットバス、トイレ等住宅設備機器の製造および販売
- (21) 駐車場システムの販売、施工並びに病院用特殊焼却炉の販売
- (22) 健康機器の製造、販売、賃貸および輸出入
- (23) 家庭用電気製品の製造、販売、賃貸および輸出入
- (24) 宝石、貴金属および装身具の販売
- (25) 毛皮、皮革製品、化粧品および日用品雑貨の販売、輸出入
- (26) 和服、帯、反物、および和装用附属品小物の販売
- (27) 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理および保有ならびに運用業務
- (28) 古物売買業
- (29) 展示会用の各種陳列什器、展示器具、備品等の製造、販売および賃貸
- (30) 倉庫業
- (31) 自動車運送取扱業
- (32) 車輌およびその部品の製造、販売
- (33) 損害保険代理業
- (34) 生命保険の募集に関する業務
- (35) 各種印刷物の制作出版および販売
- (36) 旅館業
- (37) 船舶および航空機の部品の製造、販売
- (38) ゴム製品および合成樹脂加工製品の製造、販売
- (39) 酒・タバコの販売
- (40) 前各号に付帯関連する一切の業務

2 当会社は、前項に付帯関連する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億7千万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(定款4)

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の任務)

第22条 取締役会長は会社業務の大綱を総攬する。

- 2 取締役社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。
- 3 取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は各々社長を補佐し、定められた事項を分掌処理する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(顧問)

第28条 取締役会の決議により、顧問を置くことができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(定款 6)

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第32条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任および任期)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息を付けない。

(定款 8)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第1項の定めるところによる。